

# 令和6年度 就学奨励費のお知らせ

台東区教育委員会

## 1. 就学奨励制度について

就学奨励は、お子さまの特別支援学級等への就学・通級を奨励するために、通学交通費や学用品費などの一部を助成し、ご家庭の経済的負担を軽減する制度です。申請を希望される方は、以下の内容をよくご確認のうえ、お手続きをお願いいたします。

## 2. 就学奨励の対象

**台東区に住んでいて**、台東区立または国公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）に就学する、下記（1）～（4）のいずれかに該当する児童・生徒がいる世帯が対象となります。

- （1）特別支援学級（固定学級）に在籍している方
- （2）通級指導学級を利用している方
- （3）特別支援教室を利用している方
- （4）通常の学級に在籍しており、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する方

※就学奨励制度は、令和5年中の世帯全員の所得金額によって、支給を受けられる費目が変わります。

（「5. 支給費目一覧について」参照）

※生活保護や就学援助を受けている方は、それぞれの制度により費用の支給を受けられるため、就学奨励の対象となりません。

## 3. 就学奨励の申請手続き

### （1）提出書類

#### ①就学奨励費受給申請書兼口座振替依頼書

申請用紙3枚目は、保護者様の控えになりますので大切に保管してください。

#### ②振込先の預金口座が確認できる書類のコピー（通帳またはキャッシュカード）

就学奨励制度の趣旨をふまえ、振込先は原則保護者名義の口座となります。

保護者以外の口座を指定する場合でも、同一生計以外の方の口座に振込はできません。

※学校納付金口座に振込を希望する場合は提出の必要はありません。

#### ③令和6年度 就学援助費・奨励費 通学通級届兼通学交通費明細表（該当者のみ）

該当する方へ、学務課より書類をお送りいたします。

#### ④令和6年度 住民税 課税・非課税証明書（該当者のみ）

令和6年1月2日以降に区外から転入した方 または 台東区外に住民登録がある方（単身赴任等） は、令和6年1月1日現在に住民登録のある市区町村が、同年6月上～中旬頃に発行する「令和6年度 住民税 課税・非課税証明書」の提出が必要です。

#### ⑤日本国外の収入内訳書（該当者のみ）

令和5年1月から令和5年12月末にかけて、日本国外に在住期間のある方は提出が必要です。

該当する方は、書類をお送りいたしますので、学務課までご連絡ください。

後日  
別途  
提出

### （2）提出期限（①～③） 令和6年6月3日（月）

※④、⑤の提出期限は別途お知らせします。

※提出期限以降も申請を受け付けておりますが、申請書の提出及び認定要件の確認が取れた月以降の支給となります。

### （3）提出先

① 台東区立小・中学校在籍の方は、現在通学している学校に提出してください。

（通学指導学級を利用している方も、必ず在籍校へ提出してください。）

② 台東区立以外の国公立小・中学校在籍の方は、台東区役所6階②番窓口の学務課学事係に提出してください。

## 4. 審査結果のお知らせや口座振込時期の目安について

- (1) 申請結果通知の送付 … 7月中旬頃、以降随時
- (2) 支給通知書の送付 … 8月中旬頃、12月中旬頃、3月上旬頃 の予定(※)
- (3) 口座振込時期 … 8月末頃、12月下旬頃、3月中旬頃 の予定(※)

※ 台東区立以外の小中学校在籍者は、令和7年3月中旬頃に一括振込の予定です。

## 5. 支給費目一覧について (※対象費目・金額・支給時期等は変更となる場合があります。)

- (1) 令和5年中の世帯の所得金額(※)が、教育委員会の定める認定基準額未満の方  
**下表に記載のある全ての費目が支給対象**となります。
- (2) 令和5年中の世帯の所得金額が、教育委員会の定める認定基準額以上の方  
**下表に記載のある費目のうち「通学交通費」「職場実習交通費」のみが支給対象**となります。  
ただし、**対象となる交通費が発生しない場合は、支給費目はございません。**

(例) 基準額は目安であり、家族構成、年齢などにより異なります。また、令和5年10月からの生活保護基準の見直しに伴い、今後変更となる可能性があります。

| 世帯人員 | 世帯・年齢構成の例           | 認定基準額(目安) |
|------|---------------------|-----------|
| 3人   | 父44才、母41才、子13才      | 約599万円    |
| 4人   | 父44才、母41才、子13才、子11才 | 約730万円    |

※住民税の課税の基礎となった世帯全員の総所得金額及び退職所得金額等から、社会保険料、生命保険料、地震保険料、ひとり親・寡婦控除の控除額の合計額を引いた額をいいます。ただし、審査にあたっては平成30年度の税制改正が認定結果に影響を及ぼさないよう、給与所得、公的年金等所得のいずれかがある方については、10万円を控除した額を参照します。

※(1)に該当しないが、家計急変(生計維持者の離職・休業等で、収入が著しく減少した)により、令和6年中の世帯全員の所得金額が認定基準額未満となることが見込まれる世帯は、家計急変申請が可能です。手続きの詳細はお問い合わせ下さい。

### 【支給費目一覧表】

| 奨励費目                         | 対象      | 金額(円)  | 支給時期              | 奨励費目      | 対象               | 金額(円)                      | 支給時期                       |
|------------------------------|---------|--------|-------------------|-----------|------------------|----------------------------|----------------------------|
| 学用品費・<br>通学用品費・<br>校外活動費(月額) | (小)1年   | 732    | 8月末<br>(4~7月分)    | 修学旅行費(※2) | (小)6年            | 実費の1/2<br>※上限22,675円       | 8月末<br>または<br>12月下旬        |
|                              | (小)2~3年 | 882    |                   |           | (中)3年            | 実費の1/2                     |                            |
|                              | (小)4~5年 | 891    |                   | 通学交通費     |                  | (小中)全学年                    | 通常取りうる経路及び方法により<br>発生する交通費 |
|                              | (小)6年   | 954    | 12月下旬<br>(9~11月分) |           |                  |                            |                            |
|                              | (中)1年   | 1,417  |                   |           | 3月中旬<br>(12~3月分) |                            |                            |
|                              | (中)2年   | 1,633  | 職場実習交通費           | (中)3年     |                  | 通常取りうる経路及び方法により<br>発生する交通費 | 12月下旬                      |
|                              | (中)3年   | 1,710  |                   |           |                  |                            |                            |
| 新入学学用品費<br>(※1)              | (小)1年   | 64,300 | 8月末               | 給食費       | (小中)全学年          | 実費の1/2                     | (※3)                       |
|                              | (中)1年   | 81,000 |                   |           |                  |                            |                            |

※1 新入学学用品費は4月時点で認定されている方のみが支給対象となります。

ただし、入学準備金を入学前に受給している場合は支給対象外となります(他自治体で受給済みの場合も含む)。

※2 行事に参加した時点で認定されている方のみが支給対象となります。

※3 台東区立以外の小中学校在籍者で給食費の負担があった場合は、3月中旬に支給いたします。

## 6. 令和6年1月1日現在で台東区に住民登録がある方の所得確認について

令和6年1月1日現在で台東区に住民登録をされている方は、住民税の課税内容から、令和5年分の所得情報を確認いたしますので、『課税・非課税証明書』の提出は不要です。

税の申告が済んでいない場合は審査ができませんので、**収入の有無にかかわらず、税務署または区役所の税務課で申告をしてください。**

また、申告内容修正などにより**令和5年分の所得が変更になった場合は、再度審査を行いますので、必ず連絡してください。**

## 7. よくある問い合わせ内容

(Q1) すでに就学援助を申請しておりますが、就学奨励の申請手続きも別途必要になりますか？

就学奨励は、就学援助とは別制度になりますので、別途申請手続きが必要になります（既に就学援助の認定を受けている場合を除く）。就学援助と就学奨励を両方申請している方で、就学援助が認定となった場合は、該当する費目について、就学援助費より支給いたします。

(Q2) 就学奨励費が振り込まれていません。

振込先は、申請書に記入された金融機関です。電話での口座に関するお問い合わせにはお答えできませんので、保護者控えでご確認をお願いします。なお、振込は必ず通帳記帳によりご確認ください。

また、学校納付金の滞納で振込先が学校長口座となっている場合は、学校へお問い合わせください。

(Q3) 支給額はいくらになりますか？

支給額が記載された支給通知書を振込前に送付いたしますので、そちらをご確認ください。

(Q4) 無収入（または収入が少ない）ですが、住民税申告は必要ですか？

就学奨励は、原則前年の所得金額により審査します。「収入が無い」という確認ができないため、区役所税務課で申告をしていただく必要があります。

(Q5) 申請者の氏名が変わり、口座名義を変更した場合どのようにすればよいですか？

学校に口座変更届がありますので、変更内容の記入及び押印のうえ、通帳のコピーと併せて学校へ提出してください。

## 8. その他注意事項

- (1) 特別支援学級から通常学級への転学、通級指導学級の退級、特別支援教室の利用終了、または台東区外へ転出した場合は受給資格がなくなります。台東区外へ転出した場合は転出先の教育委員会で新たに申請してください。
- (2) 住民登録だけを台東区に置き、区外から通学している場合や、不自然なひとり親家庭での転入等による就学奨励の申請においては、事情をお聞きするとともに、居住の確認などもさせていただくことがあります。不正に受給していることが明らかになった場合は、既に受け取った費用の返還や、台東区における就学自体について適正な対応を行うことがあります。
- (3) 世帯員の氏名欄には、住民登録上の世帯員全員を記入してください。世帯構成は住民登録によりますが、住民登録上同一世帯に別生計の方がいる場合は、「備考欄」に氏名と生計が別であることがわかるように具体的な理由を記入してください。住民登録上別世帯に同一生計の方がいる場合（保護者が単身赴任、もしくは親族を遠隔地扶養しているときなど）は、世帯員の氏名欄に記入し、別途住所をご記入ください。
- (4) 世帯構成の変更があり、世帯員の増減があった場合や申請者が変更となる場合は、再申請が必要です。再申請の結果、所得額が認定基準額を超過する場合は、世帯構成変更事由発生の翌月分より支給対象費目に変更になります。
- (5) 就学奨励費は学校に支払う費用が免除になるものではありません。学校に支払う費用は、必ず各学校で指定された期限までに納入してください。

## 9. 問い合わせ先

〒110-8615 台東区東上野4-5-6 台東区役所6F②番窓口  
台東区教育委員会 学務課学事係 (5246)1412(直通)